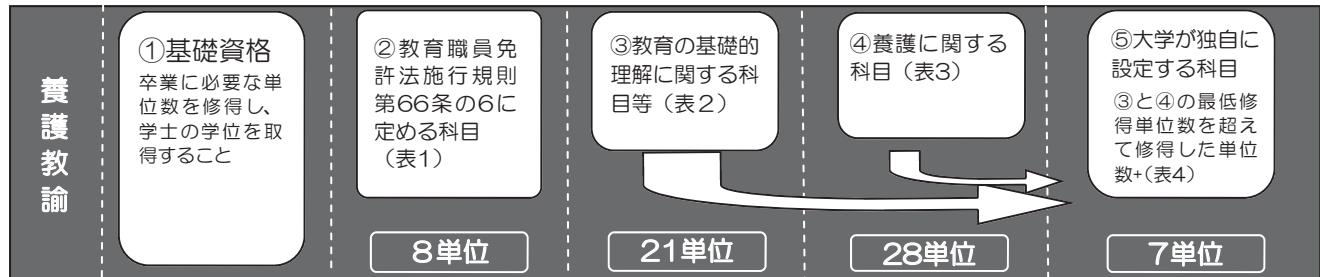


教職課程の履修について（養護）

本学で取得できる免許状（養護）と学部学科は次のとおりです。

学 部	学 科	免許状の種類
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状

教育職員免許状（養護）を取得しようとする学生は、下記の①～⑤の条件を最低限満たすことが必要です。



①基礎資格：

卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得すること。

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：

免許状の種類に関係なく、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関する科目を8単位以上修得すること（表1）。

(表1)

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		本学における開講科目				
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	年次	備 考	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1～4	1年次に修得することが望ましい	
体育	2	健康の科学 スポーツ実技	2 1	1～4 1～4	スポーツ実技は必ず修得すること 1年次に修得することが望ましい	
外国語コミュニケーション	2	実用英会話Ⅰ 実用英会話Ⅱ	1 1	2 2		
情報機器の操作	2	健康と社会の仕組みⅣ（情報危機管理）	2	1		
合 計	8	※免許法が定める必要合計単位数は8単位であるが、本学における必要合計単位数は9単位である。				

※免許法とは、教育職員免許法施行規則をいう。

③教育の基礎的理解に関する科目等 (表2)

科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	単位数		備考
				必	選	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育の理論及び方法	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		総合的な学習の時間の指導法及び特別活動の指導法	2		
	生徒指導の理論及び方法		教育の方法及び技術	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導の理論及び方法	2		
			教育相談の理論及び方法	2		
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習事前事後指導	1		
	学校体験活動		養護実習Ⅰ	2		
	教職実践演習		養護実習Ⅱ	2		
		2	教職実践演習（養護教諭）	2		

- ・本学の教員の免許状取得のための必修科目 28単位
- ・教員の免許状取得のための選択科目 0単位

養護実習参加条件

「養護実習Ⅰ」「養護実習Ⅱ」「教職実践演習（養護教諭）」を履修する者は、次の要件を充足するものとする。

授業科目	履修要件
養護実習Ⅰ	(1) 教育の基礎的理解に関する科目等について、2年次までの必修科目をすべて修得していること。 (2) 「養護実習事前事後指導」を修得又は履修中であること。 (3) 養護に関する科目について、2年次までの必修科目をすべて修得し、かつ、3年次春学期の必修科目を履修中であること。ただし、3年次春学期の必修科目が修得できない場合、「養護実習Ⅰ」の履修を取り消すものとする。 (4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、「日本国憲法」「スポーツ実技」を含む8単位以上を修得していること。 (5) 看護学部看護学科の専攻科目「公衆衛生看護方法論Ⅰ」を修得、若しくは「公衆衛生看護方法論Ⅲ」を履修中であること。ただし、上記2科目のうち1科目も修得できない場合は、「養護実習Ⅰ」の履修を取り消すものとする。 (6) 懲戒処分を受けていないこと。 (7) 健康状態その他の事由により実習継続が困難でないこと。注1)
養護実習Ⅱ	「養護実習Ⅰ」を修得していなければならない。
教職実践演習（養護教諭）	「養護実習Ⅰ」「養護実習Ⅱ」を修得又は履修中であること。

注1) 実習継続の判断は、教職・学芸員課程運営委員会が行う。

④養護に関する科目

(表3)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	単位数		備考
				必	選	
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	いのちと生活Ⅱ（疫学）	2		
			公衆衛生看護学概論Ⅰ	1		
			感染看護学	1		
	学校保健	2	公衆衛生看護方法論Ⅳ（学校保健）	2		
	養護概説	2	公衆衛生看護学概論Ⅱ（養護概説）	2		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	公衆衛生看護方法論Ⅰ		2	「公衆衛生看護方法論Ⅰ」、「公衆衛生看護方法論Ⅲ」より2単位選択必修
			公衆衛生看護方法論Ⅲ		2	
	栄養学（食品学を含む。）	2	いのちと生活Ⅰ（栄養学）	2		
	解剖学・生理学	2	からだの構造と機能Ⅰ（解剖学）	1		
			からだの構造と機能Ⅱ（生理学）	2		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	いのちのしくみⅡ（微生物学）	1		
			健康の回復促進Ⅱ（薬理学）	2		
	精神保健	2	精神看護学概論	1		
			精神看護援助論Ⅱ	1		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	基盤看護学概論	2		
			看護理論	2		
			小児看護学概論	1		
			母性看護学概論	1		
			小児看護援助論Ⅰ	1		
			小児看護援助論Ⅱ	1		
			基盤看護学実習Ⅰ	1		
			基盤看護学実習Ⅱ	2		
			在宅看護学概論	1		
			在宅看護援助論Ⅰ	1		
			成人急性期看護援助論Ⅰ	1		
			成人急性期看護援助論Ⅱ	1		

・本学の教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）

35単位

・教員の免許状取得のための選択科目

2単位

⑤大学が独自に設定する科目

(表4)

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必	選	
大学が独自に設定する科目	介護等体験の研究		2	「⑤大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低取得単位を越えて履修した「④養護に関する科目」又は「③教育の基礎的理義に関する科目等」について、併せて7単位以上を取得
	生涯学習論		2	
	学校安全教育		2	

・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）

0単位

・教員の免許状取得のための選択科目

6単位

・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計

16単位

養護実習について

養護実習は教職課程において今まで受講してきた成果を発揮して、実際に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育現場で実習を行うものです。

これによって、教員としての素地を養うとともに、必要な知識や技能・態度を身につけ、教育全般に対する理解を深めることを目的としています。

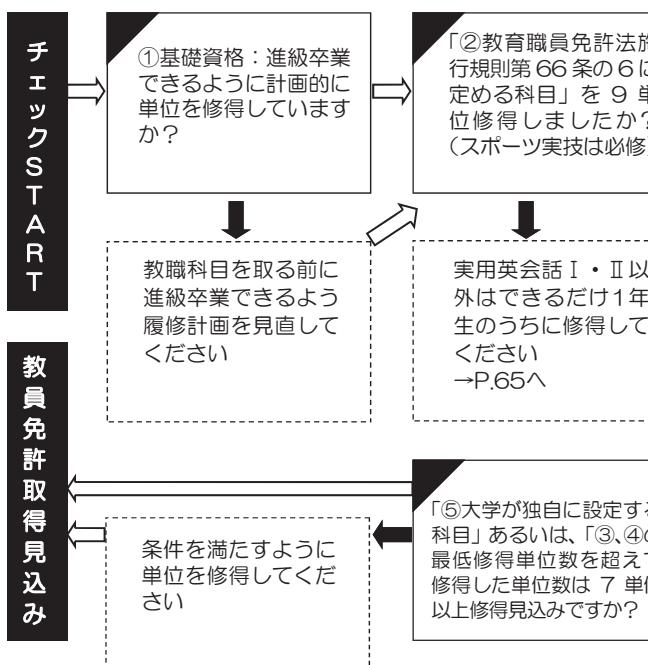
養護教諭一種免許状取得のためには養護実習事前事後指導、養護実習Ⅰ・Ⅱがそれぞれ必修となっています。

養護実習Ⅰ (2単位)	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校的教育現場で養護教諭活動の対象と実際を見聞きし、一部実施し、課題を検討する。
養護実習Ⅱ (2単位)	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校的教育現場で実習校の実態に適した保健教育を実施し、評価する。

※注意事項

- 「養護実習Ⅰ」は3年次1月、「養護実習Ⅱ」は4年次9月に実施する予定です。
- 養護実習に必要な経費については別途指示します。
- 各科目の受講等についての申し込み手続きや連絡事項の伝達、受講希望者の把握のために、これらの実施の年度にガイダンスを開催します。ガイダンスの実施日時、場所等については、掲示によって伝達しますので、見落とさないよう十分注意してください。

【養護教諭一種免許状 取得見込みチェック表】



履修手続きについての注意事項

教職科目的履修手続きは通常の各学部・学科開設科目の履修の手続きと同じですが、養護実習Ⅰ（3年次）を履修するまでには、「③教育の基礎的理解に関する科目等」、2年次までの「④養護に関する科目」、「②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「公衆衛生看護方法論Ⅰ」はすべて修得しておくことが必要です。

教育職員免許状の申請手続きについて

教員免許状は、「教育職員免許法」に定める単位を修得し、卒業要件を充たした者が各都道府県へ申請することによって初めて授与されます。

一括申請 一括申請とは、本学に在籍している学生を対象に本学が一括して千葉県教育委員会へ申請手続きを行なっています。一括手続きに関するガイダンスは、原則として4年次生を対象に秋に開催されます。免許状授与申請をする学生は、このガイダンスに必ず出席してください。なお、日時・会場等の連絡は掲示で行ないます。

個人申請 一括申請書類提出時に申請しなかった場合等に行ないます。個人申請を行う場合には、希望する都道府県の教育委員会で必要な書類を確認して、各自で申請します。都道府県教育委員会によっては、申請方法や書類の種類が異なることがあります。十分に確認の上手続きを行なってください。

個人申請は卒業後隨時行なうことができますが、多くの教育委員会では、繁忙期に個人申請の受付が停止されることがあります。受付期間等については、各自で問い合わせてください。

